

平成 30 年 12 月 11 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
(JASDAQ・コード 3174)
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義
電話番号 03-3562-7525

株式報酬型ストックオプション（第 10 回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定並びに、平成 30 年 11 月 29 日開催の当社第 28 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、新株予約権の払込金額、割り当てる新株予約権の目的たる新株予約権の総数、新株予約権の目的たる株式の数、その他未定の事項につきましては、当該新株予約権の割当日までに決定されます。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行する理由

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 新株予約権の名称

株式会社ハピネス・アンド・ディ 第 10 回新株予約権

3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の総数

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名 200 個

ただし、上記総数は上限であり、割当日において算出される、新株予約権の払込金額の総額が 20,000,000 円以内となる範囲で、割り当てる新株予約権の総数を調整する。

4. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株とする。

ただし、上記株式の数は上限であり、割当日において算出される、新株予約権の払込金額の総額が 20,000,000 円以内となる範囲で、割り当てる新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

200個とする（前記3. 記載のとおり上限個数。）。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

但し、上記（1）に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円としてこれに付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

(4) 新株予約権の行使期間

平成31年1月10日から平成61年1月9日までとする。

(5) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、上記（4）の期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

②上記①にかかわらず、新株予約権者が平成60年1月9日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、平成60年1月10日から平成61年1月9日まで行使できるものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヵ月以内に新株予約権を行使することができる。

④新株予約権者は、平成31年8月末日を議決権行使の基準日とする定時株主総会の開催日までに役員退任日が到来した場合（新株予約権者が死亡した場合を含む。）には、上記①の定めにかかわらず、当該新株予約権者は権利行使ができないものとする。

⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得条項

①新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記（5）の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得することができるものとする。

②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に

関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(9) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の本新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編後の行使価額に上記③にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

⑤新株予約権の行使期間

上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥その他行使条件及び取得条項

上記（5）及び（6）に準じて定めるものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて定めるものとする。

⑧新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. その他の募集事項等

(1) 新株予約権の払込金額

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価額であり、有利発行に該当しない。また、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当対象者に支給することとし、この金銭債権と新株予約権の払込債務を相殺する。

$$\text{オプション価格 } (C) = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、次のとおりとする。

C : オプション価格

S : 株価

割当日の当日（平成 31 年 1 月 9 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）

X : 行使価額（1 円）

t : 予想残存期間（15 年）

σ : ボラティリティ

6.6 年間（平成 24 年 6 月 22 日から平成 31 年 1 月 9 日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

r : 無リスクの利子率

残存年数が予想残存期間(t)に近似する国債の利子率

λ : 配当利回り

直近事業年度の配当実績（記念配当を除く。）及び割当日の当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）に基づき算出する。

$N(d_n)$: 標準正規分布の累積分布関数

(2) 新株予約権の割当日

平成 31 年 1 月 9 日

(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成 31 年 1 月 9 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行上野支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の
継承支店）

(5) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につきまして、支配株主である当社の代表取締役社長
田 泰夫 及び 取締役 田 篤史 に割り当てられますので、支配株主との取引等に該当しま
す。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 30 年 11 月 29 日に開示したコー
ポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主
の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「支配株主との取引等を行う際には、取締役会において取引内容、取引条件及び取引の妥
当性等について審議し、決議することとしております。また当該取引が適法かつ適正な条件に
基づいており、且つ他の第三者との取引と同様に行うことを基本方針としております。さら
に、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の
確保を図っております。」

本件ストックオプションの発行は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件ストックオプションは、平成 30 年 11 月 29 日開催の当社第 28 回定時株主総会の第 7 号
議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプショ
ンに関する報酬等の具体的な内容決定の件」において承認された報酬額及び発行条件の範囲内
で発行されたものであります。また、本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行
内容及び条件につきましても、一般的なストックオプションのそれと同等であり、適正なも
のであります。

なお、利益相反を回避するため、支配株主である当社の代表取締役社長 田 泰夫 及び 取
締役 田 篤史 は、本件ストックオプション発行の取締役会の決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係
のない者から入手した意見の概要

本件ストックオプション発行の取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない社外
取締役（独立役員）である 長谷川 正和 取締役（監査等委員） 及び 川崎 隆治取締役（監
査等委員）より、平成 30 年 11 月 29 日付で、本件ストックオプションは平成 30 年 11 月
29 日開催の当社第 28 回定時株主総会で承認された「取締役（監査等委員である取締役を除
く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件」の
枠内の発行であること、取締役の職務執行の対価として妥当性を有するものであること、社
内で定められた規則及び手続きに基づき発行されることであること、発行内容及び条件の決
定方法等について指摘すべき事項はないことから、少数株主にとって不利益でない旨の意見
を得ております。

以 上